

試験問題

科目名	実施日
会社法	令和8年3月14日(土)

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。(配点は、〔設問1〕を40点、〔設問2〕の〔小問1〕を35点、同〔小問2〕を25点とする。)

【事実】

- 1 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、東京都内で、菓子類の製造及び販売を目的とする非公開会社かつ取締役会設置会社である。甲社の総資産は5億円である。甲社の取締役はA、B、C及びDであり、代表取締役はA、監査役はEである。
- 2 甲社は、令和4年頃より、大阪府への進出を企図し、市場調査を行い、店舗の候補地も決定した。ところが、Aは、令和5年に、甲社の取締役会の承認を得ずに、大阪府内において、自ら菓子類の製造及び販売を目的とする乙株式会社(以下「乙社」という。)を設立し、同社の代表取締役に就任した。そして、Aは、甲社の技術、従業員、取引先のみならず、同社が行った市場調査の結果をも利用して、乙社の事業を行った。
- 3 その結果、甲社は、大阪府へ進出することを断念し、その一方で、乙社は、令和5年度(令和5年4月1日から同6年3月31日)において、菓子類の製造及び販売によって3000万円の利益を得た。

〔設問1〕

【事実】1から3までを前提として、次の問いに答えなさい。

甲社は、令和6年4月、Aに対し、大阪府への進出を断念したことにより甲社に3000万円の損害が生じたと主張して、会社法第423条第1項に基づく損害賠償を請求する訴えを提起した。この請求が認められるか否かについて論じなさい。

【事実】

- 4 令和6年に、Aは、甲社の関連会社である丙株式会社(以下「丙社」という。)より、丙社が丁銀行から1億円の借入れをする際の連帯保証を求められた。そこで、Aは、甲社を代表して、丁銀行と甲社間の連帯保証契約(以下「本件契約」という。)を締結した。丁銀行は、本件契約の締結に関し、Aに面会して甲社の保証意思の確認をする等必要な諸手続をすべて採り、しかも、その手続は円滑に進んで

おり、手続に疑問を抱かせる事情は認められなかった。また、丁銀行は、本件契約の締結に際し、Aより、本件契約が承認された旨の記載がある甲社の取締役会議事録を受領していた。

ところが、実際には、甲社において取締役会は開催されておらず、そのことについて丁銀行も知らなかった。しかも、上記の取締役会議事録はAによって精巧に偽造されたものであった。なお、甲社の取締役会規則においては、一件5000万円以上の債務の保証は取締役会の付議事項とされていた。

5 令和7年、丁銀行は、丙社からの貸金の返済が滞ったことから、甲社に対して、本件契約に基づく保証債務の履行を請求した（以下「本件請求」という。）。

6 令和8年、甲社においてAを代表取締役から解職することを議案とする取締役会が開催された。この取締役会にはAも参加したが、そこでは、Aを代表取締役から解職する議案が審議され、Aの解職につきAのみが反対し、B、C及びDが賛成した結果、上記議案は可決された（以下「本件決議」という。）。

[設問2]

【事実】 1、4から6までを前提として（**【事実】** 2、3を除く。）、下記の小問に答えなさい。

[小問1]

丁銀行の甲社に対する本件請求が認められるか否かについて、本件契約の効力を踏まえて論じなさい。

[小問2]

Aが本件決議で議決権を行使することの可否を述べた後に、本件決議の効力について論じなさい。

以上